

自動販売機設置場所の貸付けに係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積等

施設名称	会津若松市南公民館
所 在 地	会津若松市門田町大字中野字大道西 13 番地
貸付箇所	1 F 廊下（身障者便所脇）
貸付面積	1.28 m ²
設置台数	1 台
現在の自販機設置状況	あり
令和4年度売上本数	1,506 本
令和5年度売上本数	1,567 本
開館時間	8:30 ~22:00 (夜間の貸館がない場合は 17:15まで)
職 員 数	6名（令和6年10月現在）
別に指定する販売品目	清涼飲料水等
問い合わせ先	会津若松市南公民館 0242-27-4835
備 考	休館日 年間6日（12/29～1/3）

※売上本数及び職員数は、参考数値であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率を保証するものではありません。

※貸付箇所は、別紙平面図を参照。

2 貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

（1）設置位置及び台数等

設置者は、上記の貸付箇所に自動販売機を設置しようとする場合には、設置する位置及び台数について当該施設の財産管理者の指示に従い設置することとする。

（2）大きさ及びデザイン等

①大きさ おおよそ 横幅 1,200mm×奥行 800mm×高さ 1,900mm以内

②デザイン

周辺環境に配慮した外観色とし、ユニバーサルデザインを有する機器とする。

（3）環境対策

①省エネ

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空遮断材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

②ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

（4）安全対策

①転倒防止

自動販売機の設置にあたっては、安全対策として J I S 規格及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を行うこと。

- ②食品衛生
食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すこと。
- ③防犯
「自販機堅牢化基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(5) 使用済み容器の処理

- ①回収ボックスの設置

設置者は、原則として自動販売機 1 台に 1 個の割合で自動販売機脇に設置するものとする。

- ②回収ボックス

- ・素材 プラスチック製又は金属製とする。
- ・容積 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから使用済み商品容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。
- ・その他 使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

- ③回収ボックスの管理

設置者は、回収ボックスが使用済み容器で一杯になった場合にはただちに回収するなど、その適正管理に努めるものとする。

- ④使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成 7 年法律第 112 号）等、関係法令に基づいて適正に処理する。

(6) 自動販売機の設置及び管理運営

- ①設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充、自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などをを行う。
- ②設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。
- ③設置者において、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。
- ④商品の補充においては、商品が品切れにならないよう隨時補充することとし、適温の商品を提供できるよう対応する。

4 販売商品の種類等

(1) 販売品目

- ①缶又はペットボトルなど密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、ジュース類とする。
- ②財産管理者より販売品目の要望があった場合は、可能な限り要望に対応すること。

(2) 価格

標準販売価格（定価）以下とする。

5 貸付料

入札金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した額とし、会計年度ごとに分割して徴収する。

6 売上手数料

徴収しない。

7 電気料

自動販売機の運転に係る電気料については、設置者が子メーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格したものに限る）を設置し、会計年度ごと貸付料とは別に徴収する。

この電気料については、1 kWh 当たり 34 円の単価に子メーターの数値を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数がある場合は切り捨てた額）とする。

8 貸付料及び電気料の納入期限

貸付料及び電気料については、市の発行する納入通知書により納入期日までに納入しなければならない。

9 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 自動販売機を設置する事業者が設置する子メーターの設置及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。なお、設置及び撤去にあたっては設置する施設の財産管理者の指示に従うものとする。

10 貸付場所

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して財産管理者の確認を受けなければならない。

11 自動販売機設置に伴う事故

財産管理者の責に帰する場合を除き、設置者がその責を負う。

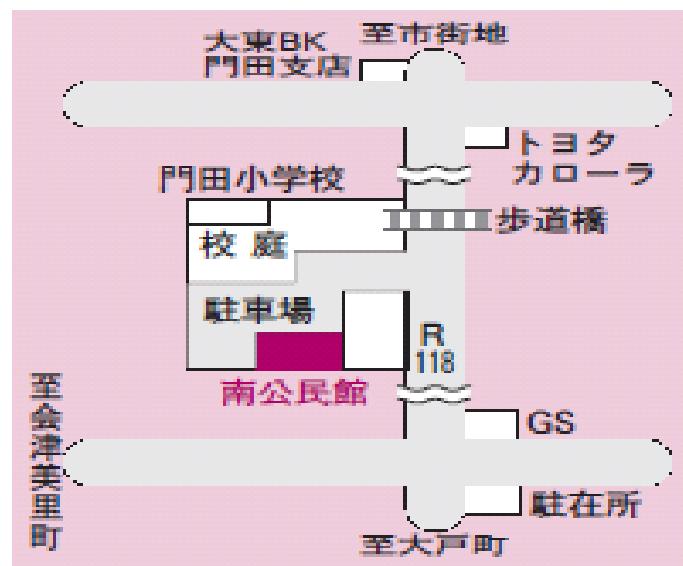
12 商品等の盗難及び破損

- (1) 財産管理者の責に帰することが明らかな場合を除き、財産管理者はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損した場合は、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

13 売り上げ本数の報告

設置者は、毎月1日から月末までの自動販売機の売り上げ本数を各年度毎にまとめ、翌年度の4月末日まで市に報告しなければならない。また、市は、必要に応じて売り上げ本数に関する実地調査を行うことができるものとし、設置者は市の実地調査に協力するものとする。

〈南公民館位置図〉



〈南公民館平面図〉

